

平成 22 年度

津市予算編成方針

平成 22 年 2 月

1 国の経済、財政の状況

我が国の経済は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」や平成 22 年度予算に盛り込まれた家計を支援する施策等により、民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されることから、景気は緩やかに回復していくと見込まれています。しかし、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力による需要低迷、海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクにも留意する必要があるとしています。

一方、国の財政事情は、公債費依存度が 43% に及び、国・地方を合わせた長期債務残高が GDP 比 170% 程度となる見込みであり、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあります。

こうした厳しい財政事情の下、平成 22 年度前半には複数年度を視野に入れた中期財政フレームを作成するとともに、中長期的な財政規律のあり方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示すこととしています。

また、国の平成 22 年度の予算にあたっては、「コンクリートから人へ」、「新しい公共」、「未来への責任」、「地域主権」、「経済成長と財政規律の両立」の基本理念のもと、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点をおいて予算を編成し、平成 21 年度第 2 次補正予算と平成 22 年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていくとされています。

2 地方財政の現状と課題

現下の地方財政は、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定員削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれています。

一方、国の平成 22 年度予算編成の基本方針では、「地域のことは、地域で決める」地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地方財政に必要

な所要の財源を確保することで、地域経済を支え、地域の活力を回復させることとしています。

このような中、地方財政対策では、「地域主権改革」の第一歩として、地方の自主財源の充実、強化を図り、ニーズに適切に応えられるようにするため、地方交付税総額を1兆1千億円増額するとともに、臨時財政対策債においても2兆6千億増額し、実質的な地方交付税の総額は、前年度比17.3%の増の24兆6千億円とし、地方一般歳出の規模を増額するものとしています。

また、平成22年度の地方税制改革においては、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会構造の変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。

こうした取り組みの第一歩として、個人住民税の扶養控除の見直し（平成24年度から）、軽油取引税の暫定税率を廃止したうえで、当面の間、現在の税率水準の維持、地方たばこ税の税率の引上げ（平成22年10月から）など、所要の措置を講じることとしています。

3 本市の財政状況

行財政改革における前期集中改革プランの推進により、人件費縮減などによる歳出削減や、未利用地の売却などによる自主財源の確保などの取組をすすめているものの、今般の厳しい雇用情勢による個人所得の減少や企業業績の低迷により、歳入の根幹となる市税収入は、昨年度に引き続き大幅な減収が見込まれ、厳しい財政状況が続くものと考えられます。

また、本市の平成20年度普通会計決算では、人件費は、減少傾向にあるものの、扶助費等の社会保障関係経費、長期借入金にかかる償還金など義務的経費や物件費等の経常経費が高い水準で推移し、経常収支比率は93.0%で、前年度に比べ0.2%下降したものの、依然として財政構造は硬直化した状態にあると言えます。

公債費については、普通会計における平成20年度末現在高は約1,018億円にのぼり、公債費負担の軽減を図る取り組みとして、公的資金の一部において、借換えを進めているものの、平成24年度まで、毎年100億円を超える元利償

還金が必要となります。

平成 19 年度決算から公表が義務づけられた財政健全化法に基づく各指標は、早期健全化基準の範囲内にあるものの、公債費の負担割合を示す指標である実質公債費比率は、昨年度と同率の 13.4% となっており、18% を超えると、財政運営を圧迫するだけでなく、地方債発行も制限されることにつながることから、償還と借入のバランスに注視しながら、計画的な借入れに努める必要があります。

また、財源不足を補う財政調整基金の平成 21 年 12 月補正予算後の現在高は約 97 億円であり、今後、災害時等の不測の支出増加に対応していくためにも一定額の確保を図る必要があり、取り崩しについては、必要最小限にとどめていかなければならぬと考えています。

このようなことから、より一層行財政改革を進め、歳出経費の縮減と歳入確保を図り、健全な財政運営のための取組を積極的に推進する必要があります。

4 平成 22 年度予算編成の基本方針

厳しい雇用情勢による個人所得の減少や企業業績の低迷により、歳入の根幹となる市税収入は、昨年度に引き続き大幅な減収が見込まれますが、地方交付税は、国の地方財政対策における地方財源確保の方針により、前年度より增收が見込まれます。

一方、少子高齢社会における社会保障関係経費の増や公債費負担が依然として高い水準にあることから、引き続き厳しい財政運営を強いられると予想されます。

こうした本市の現状を踏まえつつ、平成 22 年度の予算編成にあたっては、健全な財政運営を堅持することを大前提としつつ、「市民の安心・安全な暮らし」の実現をめざし、新最終処分場、新斎場の整備、公共施設の耐震化事業などの社会生活基盤(ハード整備)を進めるとともに、「住みやすいまちづくり」の取組として、子育て支援対策、救急医療体制などの充実、「賑わいのあるまちづくり」の取組として、中心市街地の再生、地域の特性や資源を生かした地域づくりを重点的に推進します。

また、国の平成 21 年度補正予算（第 2 号）に対応し、地域の雇用の確保、活性化を通じた経済対策として編成した本市の平成 21 年度一般会計補正予算（第 7 号）と合わせた途切れのない緊急経済対策に努めるとともに、厳しい財政状況下にあっても、住民本位の行政サービスの確保を念頭に着実な事業の推進を図り、総合計画に掲げる「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目標に本市の更なるステップアップをめざした予算編成とします。